

令和4年度第3回甲賀市社会教育委員の会議 定例会議事録

日時：令和4年(2022)年10月28日(金)

15時～17時

場所：碧水ホール2F会議室

出席者 (委員) 沢井委員、岡村委員、姉川委員、西村委員、土田委員、古賀委員、
坂上委員、上甲委員、井ノ口委員、辻委員 以上 10名

(事務局) 教育委員会事務局 三日月課長、岡崎参事、上村補佐、奥田公民館長
森地指導員 以上5名

傍聴者 なし

委員総数12名の内、10名が出席。甲賀市社会教育委員会議規則第3条2項の規定により過半数を満たし会議成立。

○市民憲章唱和

1. 開会あいさつ

(1) 委員長…9月2日に開催された「近畿地区社会教育研究大会奈良大会」の研修報告をもって挨拶に替えられた。

テーマ：「社会教育には今、何が期待されているのか」

副委員長…7月21日に開催された「滋賀県社会教育連絡協議会研修会」の研修報告をもって挨拶に替えられた。

テーマ：「社会教育の理解と社会教育委員の役割」

2. 協議事項

平成28年に提出された市社会教育委員の会議の提言書について、各委員の意見を求めた。

テーマ：「地域コミュニティにおける社会教育（公民館）の役割」

(1) 事務局より、提言書の要旨説明

○中央公民館5館を含め、すべての公民館をコミュニティセンター(以下コミセン)化する。

(2) 質疑応答

委員.・コミセン化で何が変わるのか。

事務局.・施設利用の自由度がかわる。

・利用料金の統一化が図られる。ほか

- 委員・利用者を使い勝手が悪くならないようにしてほしい。
・なぜ、管理が市長部局になるのか。
- 事務局・社会教育法に基づいて運営される公民館では、例えば、これまで使用できなかった営利団体なども使用可となり、市民活動が活性化される。コミセン化になれば、「市民活動推進課」が所管になる。
- 委員・本件については、住民への丁寧な説明が必要だ。
- 委員・今日の会議は、社会教育法のどこにあたるのか。
- 事務局・第17条1-2にあたる。
・教育委員会が管轄する公民館はなくなるが、今までの公民館機能は維持される。
- 委員・社会教育指導員の配置計画は。
- 事務局・現在は5町で3人。内2人は、2町兼務となっている。
・コミセン化後においても、各地域市民センターには、社会教育担当職員、社会教育コーディネーターを配置する予定である。
- 委員・今後、社会教育士の養成を行い、センターにおいてほしい。
- 事務局・人事関連になるので約束はできないが、努力していきたい。
- 委員・コミセン化後の施設管理は、自治振興会が指定管理者となるのか。
・社会教育のノウハウを持ち合わせている人材の配置が大事である。
・人材確保は難しい。40~50歳代の若手を養成したい。
- 委員・自治振興会の温度差も考慮する必要がある。
・自治振興会を育てていかねばならない。
・センターに社会教育の専門員が配置され、人員確保が具体的に約束されればよいと思う。
・改修中のセンターがあるが、より使いやすくなるようにしてほしい。
まる一むもいっぱいではなかなか使えない。
- 委員・センターと教育委員会との連携がとれていないのではないか。
・縦割り行政の弊害がでていないのではないか。
- 事務局・縦割りでないと仕事ができない面もある。
- 委員・センターに地域づくりをコーディネートする人材が必要。現状では、学校と地域を結ぶ仕事できていない。
・市長部局になることにより、社会教育が衰退しないか心配がある。
・センターをコントロールする機関が教育委員会ではなく総合政策部となることを認めるには、両者の連携がとれていることが前提となる。
- 委員・センターを訪問して話を伺ってきたが、どの職員も社会教育委員の会議からの「提言書」の件などご存じではなかった。
・センター化されても、今と同じ機能が発揮できるなら、それでいいと思う。
- 委員・公民館をコミセン条例の管理下に組み込めば、「福祉の面」がもれるので

はないか。

事務局・もれがでないように努力したい。

委員・新しい制度や建物になっても、料金は現状を維持してほしい。

・現存するピアノなどの備品も残してほしい。

委員・他市町村の状況はどうか。

・公民館条例の縛りがなくなると、たとえば、政治的・宗教的な利用に歯止めがかからないようになるのではないか。

委員・施設が使われにくい地域では、使われないことで将来廃れることが懸念される。施設の維持管理や、人材の育成や確保も心配になるのだが、センター化への動きは加速している。

事務局・新しい施設（センター）では、学習塾の使用も可となる。

・地域の人が無償でセンターを利用していただけるのが理想ではある。

委員・貸館手続きの WEB 利用も図られたらどうか。

・地域マネージャーを核とした情報網を作成すればどうか。ただ、地域マネージャーも行政からの指導が必要。

委員・公民館に出向き話を伺ったが、今、公民館は、「夢の学習」の仕事で自主事業はない。

・小規模地域では、公民館もセンターも同じ業務にあたっておられる。

委員・夢の学習は、手広い事業を展開されておられるが、一定の指導・調整が必要と思う。また、市としての方針も持つことが必要。

事務局・夢の学習の説明があまりできていない。公民館事業を NPO に委託しているので、一定の指導は必要と考えている。

・夢の学習は、家庭教育支援の目的も含めて始まった。子ども→家庭→住民→まちづくりのステップで広がっているのは、成功している証と考えている。

委員・夢の学習に水口以外からも来ておられるので、地域で夢の学習の底上げを図る必要があるのではないか。

委員・地域の現場では、例えば、予算の執行事務などの業務が増えている。

委員・コミセン化への大きな流れについては賛成だが、住民の不安を解消するためにも、もっと丁寧な説明が必要。

事務局・総合政策部と連携し、住民への丁寧な説明が必要との認識を共有したい。

委員・縦割り行政の弊害がある。課・部署をまたぐ職員配置が必要。

事務局・センター条例に公民館の役割を組み込んでいくよう働きかけたい。

委員・次回は、コミュニティースクール実施校のコーディネーター7名と会合を持ちたい。教育委員との話もできればしたい。

委員・教育委員との会合より、地域の人（自治振興会）との会合がよいのでは。

・これまで、本会議で討議してきたものを形骸化させてはならない。

委員・現場では、「コミュニティースクール」「地域学校協働活動」の理解が進んでいない。

事務局・センターに公民館側から話し合いに出向きたい。

3. 事務連絡

- ・11/17 滋賀県社会教育研究大会の件
リモート参加も可能である。

4. 閉会のあいさつ

副委員長

- ・社会教育事業で学んだことの自らの実践事例とお礼。